○関東地方整備局告示第二百四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三十日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(三)(二)(一)　道路の種類　一般国道
　　路線名　二十号
　　道路の区域

区間		後変更前	敷地の幅員	延長	備考
ノ九大宮番三一市三か駒ヶ番二市で大目町仲花咲字西一	後	B	三七・五メートル	二三・九キロメートル	うる関上地図A区に分表B示は、いず
	前	A	三七・二メートル	二三・九キロメートル	
	後	B	四四〇メートル	二三・九キロメートル	
	前	A	四〇メートル	二三・九キロメートル	
	後	B	三四・一メートル	二三・九キロメートル	
	前	A	三四・〇メートル	二三・九キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三十日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号大月市花咲字一町示花咲字市大月町から同市大月町まで（ただし、関係図面に表示する部分を除く。）	平成二十七年四月三十日	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○中部地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号豊明市前後町宮前一丁目五〇四番二から同町蠟貝一四二八番まで	平成二十七年四月三十日	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年四月三十日

近畿地方整備局長　森　昌文

第１　起業者の名称　兵庫県

第２　事業の種類　一般国道178号改築工事（浜坂道路・兵庫県美方郡香美町香住区余部字白山田地内から同郡新温泉町栃谷字川久保地内まで）及びこれに伴う県道拡幅工事

第３　起業地

１　収用の部分　兵庫県美方郡香美町香住区余部字ドウノサコ、字平野、字畑田、字東ヲトシ、字ウリウ谷、字中津、字ヤガミ、字ニイヤ、字イタンバ及び字ミヨウ子ン地内

兵庫県美方郡新温泉町久谷字才防山、字キグワ、字ホテガ後、字アマブチ、字セバ谷、字袋谷、字上ノ山、字スゲ谷、字タルガ山、字小袋及び字山坪、対田字清水谷、字杉ノ前、字上柳原、字井ノ口、字堤谷、字小坂谷、字向栗原、字与三谷、字願上寺及び字福谷、高末字要ケ池、二日市字長谷、字長谷口、字浅谷、字好ガ谷、七釜字下山、字和田及び字板関並びに栃谷字百久保田、字大柴及び字川久保地内

２　使用の部分　兵庫県美方郡香美町香住区余部字ドウノサコ、字平野、字畑田、字東ヲトシ、字ウリウ谷、字中津、字ニイヤ、字イタンバ、字一ノ谷、字堂ノ谷、字トチ谷、字粟谷、字竹ン原、字ミヨウ子ン、字引尾、字ヲトシ、字モモエ、字トビソ、字坂田、字丸山、字カガン谷及び字チノ地内

兵庫県美方郡新温泉町久谷字伯母ヶ谷、字才防山、字キグワ、字ホテガ後、字アマブチ、字宮ノ谷、字岩坪、字セバ谷、字袋谷、字上ノ山、字スゲ谷、字タルガ山及び字小袋、対田字清水谷、字杉ノ前、字上柳原、字井ノ口、字堤谷、字小坂谷、字与三谷、字願上寺及び字福谷、高末字熊田及び字要ヶ池、二日市字長谷、字長谷口、字揚木、字君谷、字スガ谷、字浅谷及び字好ガ谷、七釜字下山、字和田、字木谷及び字板関並びに栃谷字百久保田及び字川久保地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、兵庫県美方郡香美町香住区余部字白山田地内から同郡新温泉町栃谷字川久保地内までの延長9.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道178号改築工事（浜坂道路）及びこれに伴う県道拡幅工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道178号改築工事（浜坂道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により円滑な交通が阻害される県道の従来の機能を維持するための拡幅工事は、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本体事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第３項の規定に基づく一般国道の改築である。また、本件区間は一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び兵庫県内に存することから、道路法第13条第１項の規定により兵庫県が道路管理者となる。これらのことなどから、起業者である兵庫県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道178号（以下「本路線」という。）は、京都府舞鶴市を起点とし、宮津市、兵庫県豊岡市、美方郡香美町及び新温泉町を経由して鳥取県岩美郡岩美町に至る延長190.3kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する兵庫県但馬地域（以下「但馬地域」という。）は、城崎温泉、山陰海岸ジオパークなどの観光拠点を有するとともに、ズワイガニ、ホタルイカなどの全国屈指の水揚量を誇る浜坂漁港を有していることから、本路線は、観光バス等による観光地へのアクセスや大型トラックによる水産物の輸送路であり、但馬地域の産業や経済活動を支える大動脈として重要な役割を担っている。

また、本路線は、但馬地域の拠点都市である豊岡市と日本海沿岸の各市町を結ぶ唯一の幹線道路であるとともに、県内の防災拠点を連絡する第１次緊急輸送道路に指定されている重要な道路である。